

以下の設立趣意書および第1次規約は、任意団体としてのものですが、NPO 設立を見据え、審査で認証を得るために必要な「定款」への改定を想定した構成・内容としています。また、今後参加いただく会員の皆さんの意見を踏まえ、改訂を重ねていきます。

【設立趣意書】

現在、海外からの留学生や企業等で働く労働者、また永住者や家族など日本で暮らす外国籍の人たちが急速に増えています。地域においても、新たにベトナムなどアジア地域から来日されているたちが増えました。一方で、日本で長く暮らす外国籍の人たちの高齢化が進んでいます。

こうした状況の中、外国籍住民や外国につながる子どもたちなど(以下、「外国籍の皆さん」といいます)が日本語を使って相互理解を図り、社会の一員として生活を送るために、また、日本語を使って文化的な生活を送ることができるようにするために必要な日本語学習については、多様なニーズが高まっています。

2019 年に制定された日本語教育推進法は、外国籍の皆さんの希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるように行われなければならないことを基本理念としています。しかし、それらを担う人材や体制が乏しいことから、地域において、こうしたニーズに応えることができていないのが実情です。一刻も早く、こうした状況を変えていかななくてはなりません。

また、多様な文化的背景を持って、日本で働き、暮らす外国籍の皆さんが、様々な悩みや困りごとを抱えて社会から孤立することがないように手をさしのべ、解決のために力を尽くすことも重要です。

そこで私たちは、本会を設立し、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築く中で、地域の中で共に生きていく多文化共生社会を築くために、次のことに取り組もうとするものです。

- 様々なニーズに応えるために、まず日本語学習機会の提供や紹介を行います。特に、外国につながる子どもたちの日本語教育を始めとする育ちの支援や、企業等で働く外国籍労働者に対する日本語教育を、関係組織・企業と連携して充実させる活動に取り組みます。
- 日本語教育機関の教員資格要件(いわゆる日本語教師資格)を得たものの教育実践の機会が少なく、経験や専門性を高めることができずにいる人材が地域において活躍できるように取り組みます。また、様々な場面で日本語教育に取り組む人たちが、多様な学習者のニーズに対応できるようにするための人材育成に取り組みます。
- 地域で暮らす外国籍の皆さんが抱える様々な困りごとや課題について、寄り添う姿勢で相談に応じ、広範な支援機関と連携して解決につなげるためのサポートや、外国籍の皆さんが持つ異なる文化的背景を尊重した居場所や交流機会の創出に取り組みます。
- これらのことが当たり前を実現できる多文化共生社会の実現に向け、広く地域社会に働きかけるとともに、行政に対する提言等に取り組みます。